

令和3年9月22日追加

令和3年7月16日作成

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

2021年対策 旅行業務取扱管理者試験
標準テキスト 2. 旅行業法・約款 改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

- ・2021年対策 旅行業務取扱管理者試験
標準テキスト 2. 旅行業法・約款 7版（令和3年1月20日発行）
ISBN 978-4-86486-806-8

改訂内容

頁	内 容
159ページ 国際航空 運送約款	<p>(約款又は会社規則の変更)</p> <p>(改正前) 適用法令等により禁止される場合を除き、航空会社は、約款又は会社規則を予告なしに変更することがある。ただし、当該変更は、運送開始後においては当該運送に関わる契約条件を変更するものではない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後) <u>適用法令等により禁止される場合を除き、航空会社は、運送約款及びそれに基づいて定められた会社規則を変更できるものとし、変更する際は相応の期間をもって、ホームページへ掲示等の適切な方法により、運送約款の変更内容等を告知するものとする。ただし、当該変更は、運送開始後においては当該運送に関わる契約条件を変更するものではない。</u></p>

<p>180ページ 国内航空 運送約款</p>	<p>(約款等の変更)</p> <p>(改正前) 航空会社の運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正後) <u>航空会社は、運送約款及びこれに基づいて定められた会社規則を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページへ掲示等の適切な方法により、運送約款の変更内容等を告知するものとする。</u></p>
<p>214～216ページ</p>	<p>貸切バス約款（正式名称「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款」）につきまして、「運送の引受け及び継続の拒絶」が一部改正され、さらに「手回品の持込み制限」が新たに追加されました。 (<u>下線部分が改正点になります。</u>)</p> <p>(運送の引受け及び継続の拒絶)</p> <p>バス会社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運送の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき ② 運送に適する設備がないとき ③ 運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき ④ 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき ⑤ 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき ⑥ 旅客が乗務員の『旅客自動車運送事業運輸規則』の規定に基づいて行う措置に従わないとき ⑦ 旅客が『旅客自動車運送事業運輸規則』の規定により持ち込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき <u>⑧ 旅客が「手回品の持込み制限」の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき</u> ⑨ 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき ⑩ 旅客が監護者に伴われていない小児であるとき⑪ 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき ⑪ 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき

- ⑫ 旅客が『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき

(手回品の持込み制限)

- (1) 旅客は、『旅客自動車運送事業運輸規則』の規定により持ち込みを禁止された刃物その他の物品を車内に持ち込むことができない。
- (2) バス会社は、旅客の手回品（旅客が携行する物品のこと）の中に(1)の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがある。
- (3) バス会社は、(2)の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがある。
- (4) バス会社は、旅客が(2)の規定による求めに応じた場合において、その手回品の内容が(1)の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがある。